

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ェ イ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 澤 創
(コード番号 4295 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 佐 伯 次 郎
T E L (03) 5464-7633 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、定款第 28 条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 26 日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 26 日（予定） |

以上

【別紙】 変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(1)～(26) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(27)</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償契約の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償契約の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(26) (現行どおり)</p> <p><u>(27) 子会社に対する経営管理、財務管理、人事労務管理、広報、法務・知的財産管理および総務の指導ならびに関連事務処理の受託</u></p> <p><u>(28)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償契約の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償契約の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> |